

## 残留性有機汚染物質検討委員会第 14 回会合 (POPRC14) の結果について

平成 30 年 9 月 26 日 (水)

&lt; 経済産業省同時発表 &gt;

平成 30 年 9 月 17 日から 21 日にかけて、残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約による規制対象物質について検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」(POPRC)の第 14 回会合がイタリアのローマで開催されました。

本会合では、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び PFOA 関連物質について、条約上の廃絶対象物質 (附属書 A) への追加を締約国会議に勧告することが決定されました。また、ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び PFHxS 関連物質については、リスク管理に関する評価を検討する段階に進めることが決定されました。

さらに、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩及びペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド (PFOSF) について、認めることのできる目的及び個別の適用除外の見直しが行われました。

## 1. 背景

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約)」は、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル (PCB)、DDT 等の残留性有機汚染物質 (POPs : Persistent Organic Pollutants) の製造及び使用の廃絶や制限、その意図的でない生成による放出の削減等の規制に関する条約です。

条約対象物質への追加について検討する検討委員会 (POPRC、加盟国の 31 人の専門家から構成) においては、加盟国から提案された物質について、スクリーニング、危険性に関する詳細検討 (リスクプロファイル)、リスク管理に関する評価の検討の 3 段階のプロセスを経て、締約国会議 (COP) に勧告します。

COPでの決定の後、各加盟国は、対象物質について製造、使用等を規制することになります。我が国では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)」等によって規制します。

## 2. 今回の会合での決定内容

POPRCの第 14 回会合 (POPRC14) は、平成 30 年 9 月 17 日～21 日、イタリアのローマで開催され、我が国からは、メンバーとして高月峰夫早稲田大学規範科学総合研究所招聘研究員が、また、オブザーバーとして環境省・経済産業省の担当官、国内の専門家等が出席しました。POPRC14 で決定した内容は、以下のとおりです。

### (1) 条約対象物質への追加

ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及びPFOA関連物質 (提案国 : 欧州連合)

【主な用途】フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等

リスク管理に関する評価及びPOPs条約上の位置付け(製造・使用等の「廃絶」)について検討し、医療品製造を目的とするペルフルオロオクタンプロミド (PFOB) の製造のための、ペルフルオロオクタンヨージド (PFOI) の使用、既に搭載されている泡消火薬剤の使用等を適用除外にした上で、廃絶対象物質(附属書 A)に追加することにつき、COPに勧告することが決定されました。

(2) 条約対象物質としての検討

ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及びPFHxS関連物質 (提案国: ノルウェー)

【主な用途】フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等

リスクプロファイルを審議し、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等を検討した結果、高次捕食動物への生態影響等からPFHxSが重大な悪影響をもたらす恐れがあるとの結論に達し、次回のPOPRCにおいてリスク管理に関する評価を検討する段階に進めることが決定されました。

(3) その他の検討

ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩及びペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド (PFOSF) の代替についての評価

【適用除外の主な用途】半導体用のエッチング剤、レジスト

附属書B(制限)の第三部第5項及び第6項に基づき、認めることのできる目的及び個別の適用除外の見直しが行われ、COPに勧告することが決定されました。

3. 今後の予定

POPRC13 及びPOPRC14 の結果を踏まえた第9回締約国会議 (COP9) は2019年4月末から5月初めにかけてジュネーブで開催される予定です。POPRC次回会合 (POPRC15) は2019年9月末から10月初めにかけてローマで開催される予定です。

【参考】

環境省関連情報ウェブサイト

<http://www.env.go.jp/chemi/pops/index.html>

ストックホルム条約ホームページ(英語)

<http://www.pops.int/>

環境省大臣官房環境保健部環境安全課		
直通	03-5521-8261	
代表	03-3581-3351	
課長	瀬川 恵子	(内線 6350)
専門官	藤井 哲朗	(内線 6361)
係長	松本 純一	(内線 6370)
環境省大臣官房環境保健企画管理課化学物質審査室		
直通	03-5521-8253	
代表	03-3581-3351	
室長	東 利博	(内線 6309)
室長補佐	櫻井 希実	(内線 6324)
担当	福田 朋也	(内線 6367)